

神奈川県最低賃金が改定されました。

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も労働者も」

地域別最低賃金 平成22年10月21日改正

最低賃金の件名：神奈川県最低賃金
効力発生年月日：平成22年10月21日

1時間

818円

適用

神奈川県内の事業場で雇用されるすべての産業の労働者に適用されます。パートタイマー、臨時、アルバイト等の労働者にも適用されます。ただし、下欄の特定（産業別）最低賃金が適用される者は除きます。

派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されますので、派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

特定（産業別）最低賃金

以下の特定（産業別）最低賃金は、平成22年12月20日を発効日として改正されます。

改正前の金額は、過去の特定（産業別）最低賃金の額をみるでご確認ください 最低賃金の件名	最低賃金額	効力発生年月日
	1時間	
塗料製造業	865円	平成22年12月20日
鉄鋼業	851円	
※非鉄金属・同合金圧延業 ※電線・ケーブル製造業	821円	
ボイラー・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	844円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	836円	
輸送用機械器具製造業	839円	
自動車小売業	836円	

※部分の業種について

平成22年10月21日以降、効力発生日（平成22年12月20日）までの間は、神奈川県最低賃金の時間額818円が適用されることとなります。

注意

特定（産業別）最低賃金については、平成15年の改正から、時間額のみでの表示となりました。

賃金が日給、週給、月給制等で支払われ1日の所定労働時間が8時間より短い労働者に対して、支払われる賃金額をこの基準を理由として低下させることは、労働基準法第1条第2項の規定に抵触することとなりますので、ご注意ください。

生活習慣病健診のお知らせ

平成23年 法人会春の生活習慣病健診の日程が決まりました。

健診日：平成23年3月9日(水)・10日(木) 2日間 (受付時間9:30～11:00)

場 所：川崎市産業振興会館 幸区堀川町66-20

★詳細は後日、黄色のハガキにて会員様に郵送してご案内いたします。

★まだ法人会の生活習慣病健診をお受けになられていない方はこの機会に是非どうぞ。